

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 8 年 3 月 1 9 日

宇 土 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	12
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
第 6	その他	34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 宇土市農業の現状と課題

宇土市は、熊本県の中央部に位置し、平坦部の水田地帯は緑川の河口に広がる熊本平野で形成されている。経営形態は、水稻を中心とし、野菜・葉たばこ・果樹・花き等の複合経営で展開されている。

しかし、現状は農業者の減少・高齢化などにより土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しており、また、核となる担い手である認定農業者についても、減少が続いている。

今後、宇土市の農業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより、認定農業者や地域営農組織などの担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要である。また、親元就農も含めた多様化する就農ルートや就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細かな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要がある。

さらに、労働力が不足する中、収益性の高い農畜産業経営の確立を目指したスマート農業技術導入や、地域計画の実現に向け農地集積・集約化を促進するとともに、水田はもとより畑や樹園地における農地整備・生産基盤の強化を進め、農地の適切な利用を促さなければならない。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 目指すべき方向

宇土市は、このような地域の農業の現状及びその課題に対応するため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

また、SDGsに沿った取組も通じて、持続可能な農業・農村の実現を目指す。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、宇土市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、労働時間が主たる従事者一人当たり2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者一人当たり概ね360万円以上（1経営体当たり概ね720万円以上）を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

（2）具体的推進方策

宇土市は、将来の宇土市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために、自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、宇土市は、農業協同組合、農業委員会、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農業普及・振興課（以下「県農業普及・振興課」という。）等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、宇土市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）による、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行う。また、経営改善計画の目標達成に向け、専門家による助言・指導を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、施設型農業については、低コストと高品質生産との調和を図りながら、機械化・省力化などのスマート農業技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働負荷の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題など適切な対処を行う。併せて集約的な農業経営の展開を助長するため、県農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を市全体的に展開して集団化・連担化した条件で担い手である農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である地域では、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域において、地域での話し合いと合意形成を促進していく。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう担い手協議会の構成機関間の役割分担を明確にし、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発とその制度の取組について、指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進するとともに、農地中間管理機構との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、生産組織は効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置付けであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要な組織であることから、オペレーターの育成や、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

宇土市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による家族経営協定の普及を進め、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

さらに、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施するよう努めることとし、関係機関団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

担い手協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織、法人化を目指す農業者等を対象に、経営相談や専門家による経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の重点的指導及び研修会の開催等を関係機関の協力を得ながら行っていく。

また、期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため専門家による経営改善計画の指導などの支援を行っていくとともに、家族経営協定の締結を推進することで、農業従事の態様等の改善を促し、農業後継者においては円滑に経営継承できるように支援していく。

イ 地域営農組織の育成

地域営農組織の組織化が遅れている中山間地域や農業機械の共同利用が中心の機械利用組合等へ、組織化に向けての啓発活動を行うなど地域営農組織への育成を推進し、地域の合意形成を基本に組織発足へ向けた支援を行っていく。

また、既存の地域営農組織については、専門家による経営診断や経営相談、経営感覚に優れた経営者を育成するため研修会の実施や先進地事例研修などを行うとともに、農地の面的利用や農業機械の整理・合理化を行い、生産コストの削減を図る。さらに、農作業受託による規模拡大や地域外との広域作業受託、露地野菜、農産加工などの新たな部門導入による経営の多角化を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、地域の実情に応じた法人化を推進する。

ウ 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細やかな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図る。また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大する。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の普及、農地や農業用施設等の生産基盤の強化に取り組み、生産性の向上を図る。

また、自然災害、病虫害、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病虫害・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図る。

エ 中山間地域における持続的な農村づくり

収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図る。また、多種多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するとともに、都市との関係人口の拡大などの取組みを促進し、豊かな農村の実現につなげる。

農業インフラの保全活動をはじめ、美しい県間の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援し、農畜産物の生産だけでなく、農業の多面にわたる機能の増進を図る。また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生産環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

(1) 新規就農の現状

宇土市の令和6年度の新規就農者は0名（雇用就農含む。）であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっている。従来からの基幹作物である水稻、施設野菜、柑橘類の産地としての生産量

の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、宇土市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標490人を踏まえ、宇土市においては年間3人（雇用就農者を含む）の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

宇土市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得220万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで地域一体となつてきめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課や農業協同組合等による指導、資金面においては日本政策金融公庫等の金融機関と連携して重点的な支援を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に宇土市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、宇土市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 目標農業所得：主たる従事者一人当たり概ね360万円以上
(1経営体当たり概ね720万円以上)

(2) 労働時間：主たる従事者一人当たり2,000時間程度

(3) 類型設定の基準

① 個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力 1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(2) モデル経営類型

[家族経営]

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋ ミニトマト（促成）	〈作付面積等〉 水稻＝150a ミニトマト（促成）＝50a 〈経営面積〉200a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、冷蔵庫、暖房機、動力噴霧器、田植機、トラクター、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設等)の推進 ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・鮮度維持管理(冷蔵庫の設置) ・作業の共同化、生産の組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ キュウリ (半促成)＋ キュウリ (抑成)	〈作付面積等〉 水稲＝70a キュウリ(半促成)＝10a キュウリ(抑成)＝30a 〈経営面積〉110a	作型適正化による高品質生産 〈資本装備〉 ・連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、トラクター、田植機、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土壌水分管理の適正化(必要により強制暗渠施設の設置) ・育苗の省力化(苗生産供給体制の確立) ・交配作業の省力化(マルハナバチ利用) ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・作業の共同化、生産の組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善
水稲＋ 春メロン＋ ミニトマト (抑制)	〈作付面積〉 水稲＝110a 春メロン＝50a ミニトマト(抑制)＝30a 〈経営面積〉190a	〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、無人防除機、煙霧機、温風暖房機、自動かん水施設、トラクター、田植機、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土壌水分管理の適正化(必要により強制暗渠施設の設置) ・育苗の省力化(苗生産供給体制の確立) ・交配作業の省力化(マルハナバチ利用) ・自動開閉装置や無人防除機、自動かん水施設による省力化 ・作業の共同化、生産の組織化		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ イチゴ	〈作付面積〉 水稲＝120a イチゴ＝30a 〈経営面積〉150a	省力化技術導入による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、冷蔵庫、動力噴霧器、コンバイン、噴霧器、田植機、トラクター 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設等)の推進 ・花芽分化の促進 ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・鮮度維持管理(冷蔵庫の設置) ・作業の共同化、生産の組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ WCS 用稲＋ 葉たばこ	〈作付面積〉 水稲＝160a WCS 用稲＝200a 葉たばこ＝200a 〈経営面積〉360a	機械化体系による大規模経営 〈資本装備〉 畦立、被覆一貫作業、自動収穫機、 管理機、受委託乾燥施設、動力噴 霧機、トラクター、コンバイン、田植機 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・移植機利用による植付け ・自動収穫機の導入 ・受委託乾燥施設の完全普及 ・病害抵抗、少わき芽品種の導入	・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分 離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営管理の合 理化を図るた めパソコンの導 入	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労災保険等へ加 入 ・労働環境の快適 化のための農作 業環境の改善
水稲＋ キュウリ(促 成)	〈作付面積〉 水稲＝210a キュウリ(促成)＝40a 〈経営面積〉250a あ	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動か ん水施設、自動開閉二層カーテ ン、トラクター、田植機、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設、用排水分 離等)の推進 ・最低気温の確保ができる施設の 整備 ・土壌水分が適正管理できる施設の 整備(強制暗渠) ・自動開閉装置の導入による省力化 ・作業の共同化、生産組織化	・経営の体質強 化のための自 己資本の充実	

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
早生温州＋ ネーブル＋ 不知火 (露地)	〈作付面積〉 早生温州＝70a ネーブル＝80a 不知火(露地)＝80a 〈経営面積〉230a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 かん水施設、スピードスプレーヤー、 動力噴霧機、トレンチャー、園内作業道 〈その他〉 ・園地の集団化 ・収穫出荷労力分散による品種の適 正配分(極早生、早生、普通)の 組合せ ・機械化が可能となるような園地改造 (園内作業道整備等) ・溝切り、高畦による高品質果実の 生産 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・作業の共同化、機械の共同利用	・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分 離を図る。 ・青色申告の実 施 ・経営管理の合 理化を図るた めパソコンの導 入 ・経営の体質強 化のための自 己資本の充実	・家族経営協定の締 結に基づく給料 制、休日制の導 入 ・労災保険等へ加 入 ・労働環境の快適化 のための農作業 環境の改善
水稻＋ 普通温州＋ 不知火 (露地)	〈作付面積〉 水稻＝100a 普通温州(ハウス)＝100a 不知火(露地)＝100a 〈経営面積〉300a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動か ん水施設、冷蔵庫、肥料散布機、動 力噴霧器、煙霧器、田植機、トラクタ ー、コンバイン、スピードスプレーヤ ー、トレンチャー、園内作業道 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・機械化が可能となるような園地改造 (園内作業道整備等) ・自動開閉装置、自動かん水施設に よる省力化 ・作業の共同化、生産の組織化、か ん水施設		

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ トルコギキョウ (2度切)＋ トルコギキョウ (1度切)	〈作付面積〉 水稲＝100a トルコギキョウ(2度切) ＝20a トルコギキョウ(1度切)＝ 20a 〈経営面積〉140a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、煙霧機、自動かん水施設、動力噴霧機、トラクター、コンバイン、田植機、ガラス温室、プラスチックハウス、養液栽培又はベンチ栽培施設、複合環境制御装置、蒸気土壌消毒機、温湯又は温風加温機 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・施設の集団化 ・耐候性施設、複合環境制御装置の導入 ・自動かん水機施設による省力化 ・暗渠排水施設装置、客土深耕、土壌改良資材の投入 ・肥培管理の省力化と徹底(養液栽培施設の導入)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
水稲＋ 繁殖牛 (黒毛和種)	〈作付面積〉 水稲＝200a 繁殖牛＝15頭	〈資本装備〉 畜舎、ロールバートラック、ショベルローダー、マニユアスプレッダー、テグダーレーキ、堆肥舎 〈その他〉 ・繁殖技術向上及び優良子牛生産 ・国産粗飼料の確保 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および処理施設に見合った飼養規模の徹底。		

[法人経営]

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 施設園芸 (トマト または キュウリ)	〈作付面積〉 水稲＝300a 冬春トマトまたは 冬春ミニトマト＝100a 〈経営面積〉400a	・エコファーマー認定 ・減農薬栽培による低コスト・高付加 価値化 ・施設用地の集積 ・雇用労力の活用	・複式簿記記帳 により経営分析 ・経営管理の合 理化を図るため パソコンの導入 ・経営体質強化 のための自己 資本の充実	・休日制の導入導 入 ・労災保険等への加 入 ・社会保険への加入 ・雇用労働力の導 入 ・労働環境快適化 のための農作業 環境の改善

[協業経営]

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 新規需要米 ＋麦	〈作付面積〉 水稲＝4、100a 新規需要米＝1、000a 麦＝4、100a 〈経営面積〉5、100a	・高度機械利用による省力化 ・減農薬栽培による低コスト・高付加 価値化 ・多様な職種によるオペレーター制 ・トラクター、田植え機、コンバイン、 畔塗機 ・集落ぐるみの土地利用構築	・複式簿記記帳 により経営分析 ・経営管理の合 理化を図るため パソコンの導入 ・経営体質強化 のための自己 資本の充実 ・青色申告の実 施	・経営協定の締結に 基づく給与体制 ・労働環境快適化 のための農作業 環境の改善 ・農繁期における臨 時雇用従事者の 確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に宇土市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、宇土市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- (1) 目標農業所得：主たる従事者1人当たりの年間農業所得220万円程度
 (2) 労働時間：主たる従事者1人当たり2,000時間程度を目標とする。

〔個別経営〕

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ミニトマト (促成)	〈作付面積等〉 水稲＝75a ミニトマト(促成)＝50a 〈経営面積〉125a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、冷蔵庫、暖房機、動力噴霧器、田植機、トラクター、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設等)の推進 ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・鮮度維持管理(冷蔵庫の設置) ・作業の共同化、生産の組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善
水稲＋キュウリ (半促成)＋ キュウリ (抑制)	〈作付面積等〉 水稲＝35a キュウリ(半促成)＝5a キュウリ(抑制)＝15a 〈経営面積〉55a	作型適正化による高品質生産 〈資本装備〉 ・連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、トラクター、田植機、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土壌水分管理の適正化(必要により強制暗渠施設の設置) ・育苗の省力化(苗生産供給体制の確立) ・交配作業の省力化(マルハナバチ利用) ・自動開閉装置、自動かん水施設に	・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善

		よる省力化 ・作業の共同化、生産の組織化		
--	--	-------------------------	--	--

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ イチゴ	〈作付面積〉 水稲＝60a イチゴ＝15a 〈経営面積〉75a	省力化技術導入による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、冷蔵庫、動力噴霧器、コンバイン、噴霧器、田植機、トラクター 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設等)の推進 ・花芽分化の促進 ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・鮮度維持管理(冷蔵庫の設置) ・作業の共同化、生産の組織化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稲＋ WCS用稲＋ 葉たばこ	〈作付面積〉 水稲＝80a WCS用稲＝100a 葉たばこ＝100a 〈経営面積〉180a	機械化体系による大規模経営 〈資本装備〉 畦立、被覆一貫作業、自動収穫機、管理機、受委託乾燥施設、動力噴霧機、トラクター、コンバイン、田植機 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・移植機利用による植付け ・自動収穫機の導入 ・受委託乾燥施設の完全普及 ・病害抵抗、少わき芽品種の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善	

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ キュウリ(促成)	〈作付面積〉 水稲＝105a キュウリ(促成)＝20a 〈経営面積〉125a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、自動開閉二層カーテン、トラクター、田植機、コンバイン 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・基盤整備(かん水施設、用排水分離等)の推進 ・最低気温の確保ができる施設の整備 ・土壌水分が適正管理できる施設の整備(強制暗渠) ・自動開閉装置の導入による省力化 ・作業の共同化、生産組織化 ・輪作体系の導入	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善
早生温州＋ ネーブル＋ 不知火 (露地)	〈作付面積〉 早生温州＝35a ネーブル＝40a 不知火(露地)＝40a 〈経営面積〉115a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 かん水施設、スピードスプレーヤー、動力噴霧機、トレンチャー、園内作業道 〈その他〉 ・園地の集団化 ・収穫出荷労力分散による品種の適正配分(極早生、早生、普通)の組合せ ・機械化が可能となるような園地改造(園内作業道整備等) ・溝切り、高畦による高品質果実の生産 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・作業の共同化、機械の共同利用		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 普通温州＋ 不知火 (露地)	〈作付面積〉 水稲＝50a 普通温州(ハウス)＝50a 不知火(露地)＝50a 〈経営面積〉150a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動かん水施設、冷蔵庫、肥料散布機、動力噴霧器、煙霧器、田植機、トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤー、トレンチャー、園内作業道 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・機械化が可能となるような園地改造(園内作業道整備等) ・自動開閉装置、自動かん水施設による省力化 ・作業の共同化、生産の組織化、かん水施設	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
水稲＋ トルコギキョウ ウ (2度切)＋ トルコギキョウ ウ (1度切)	〈作付面積〉 水稲＝50a トルコギキョウ(2度切)＝10a トルコギキョウ(1度切)＝10a 〈経営面積〉70a	雇用労力活用による高品質生産 〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、煙霧機、自動かん水施設、動力噴霧機、トラクター、コンバイン、田植機、ガラス温室、プラスチックハウス、養液栽培又はベンチ栽培施設、複合環境制御装置、蒸気土壌消毒機、温湯又は温風加温機 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・施設の集団化 ・耐候性施設、複合環境制御装置の導入 ・自動かん水機施設による省力化 ・暗渠排水施設装置、客土深耕、土壌改良資材の投入 ・肥培管理の省力化と徹底(養液栽培施設の導入)	(この欄は上欄と共通)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

営農類型	経営規模	経営の特徴	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 肥育 (繁殖牛)	〈作付面積〉 水稲＝100a 繁殖牛＝15頭	〈資本装備〉 畜舎、ロールベアトラック、ショベルローダー、マニユアスプレッダー、 テッダーレーキ、堆肥舎 〈その他〉 ・繁殖技術向上及び優良子牛生産 ・国産粗飼料の確保 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および処理施設に見合った飼養規模の徹底。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等へ加入 ・農作業環境の改善

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

宇土市の特産品であるミニトマト、トマト、キュウリ、不知火、温州ミカンなどの農産物を安定的に生産し、宇土市の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、県農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、宇土市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修や交流会の実施等の支援を行う。

2 宇土市が主体的に行う取組

宇土市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して担い手協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

宇土市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就

農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

宇土市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、宇土市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

宇土市は、担い手協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び熊本県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、宇土市の区域内において後継者がいない場合は、県及び熊本県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう熊本県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：60% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

宇土市では、水稲、麦を主体とする土地利用型農業を展開しており、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、施設園芸と水稲による複合経営の割合が高く、近年の燃油高騰の影響や農業従事者の高齢化と後継者不足が目立ち始めており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。一方で、小規模な稲作を主とする兼業農家も多く、農作業の一部の受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため、利用集積が進んでいない。

山間部においては果樹園も随所にみられるが、高齢化と後継者不足が進んだことにより、担い手に集積されない農地の遊休化が増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

宇土市では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を

支援することが必要である。

また、中山間地域等の小規模・兼業農家が多い地区では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃が進み、地域の環境悪化を招くことから、地域計画の見直しに向けた話し合いなどにより、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

宇土市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の見直しを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

宇土市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化に促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、宇土市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。宇土市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、宇土市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林政策課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

宇土市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

宇土市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に当たっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

- ① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第６－１号の認定申請書を宇土市に提出して、農用地利用規程について宇土市の認定を受けることができる。
- ② 宇土市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 宇土市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を宇土市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通

し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 宇土市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利

用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 宇土市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 宇土市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

宇土市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料

金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

宇土市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 宇土市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 宇土市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

宇土市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 宇土市は、担い手協議会と連携して、国・県の各種補助金事業を推進することにより、農畜産物の農業用機械・施設・土地基盤の整備、農業用機械・農作業の共同化や農作業受委託の推進及び地域の活性化を図り、新規就農者の育成、

地域の健全な発展と望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

- ② 宇土市は、宇土市農業再生協議会が掲げる水田収益力強化ビジョンの実現に向け連携して取り組む。それにより、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるよう配慮する。
- ④ 宇土市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

宇土市は、農業委員会、県農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、宇土市は、このような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

熊本県農業経営・就農支援センターや県農業普及・振興課、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的に

は、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

宇土市が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県農業経営・就農支援センター、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために宇土市農業後継者協議会への参加を促すとともに、宇土市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や道の駅宇土マリーナ物産館出荷協議会とも連携して、道の駅直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、熊本県農業経営・就農支援センターによる経営力の向上に向けた研修等の情報提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策事業や青年等就農資金、持続的経営体支援交付金事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業普及・振興課、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な

事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

